

令和5年度 委託研究開発契約書に関する新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>別記 1</p> <p>第1条</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (9) 省略</p> <p>(10) 「中止」とは、本委託研究開発及び委託研究開発費の使用を終了することをいい、「一時停止」は一時的に止めることをいう。</p> <p>(11) 「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書（本契約締結後に改訂されたものを含む。）をいう。</p> <p>(12) ~ (32) 省略</p>	<p>別記 1</p> <p>第1条</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (9) 省略</p> <p>(10) 「事務処理説明書」とは、本委託研究開発の事務処理のために甲が定める委託研究開発契約事務処理説明書（本契約締結後に改訂されたものを含む。）をいう。</p> <p>(11) ~ (31) 省略</p>	<p>定義を追加。</p>
<p>第8条</p> <p>(知的財産権の帰属)</p> <p>第8条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、甲の求めに応じて、甲に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>ア 乙が株式会社であって、その子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合（ただし、その子会社又は親会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社である場合を除く。）</p> <p>イ~ウ 省略</p> <p>2~5 省略</p>	<p>第8条</p> <p>(知的財産権の帰属)</p> <p>第8条 甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、本契約に基づく本研究開発成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権又は知的財産権の出願・申請を取下・放棄しようとする場合、甲の求めに応じて、甲に当該知的財産権又はその持分の一部を譲渡する。</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>ア 乙が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該知的財産権の移転又は専用実施権等を設定若しくは移転の承諾をする場合</p> <p>イ~ウ 省略</p> <p>2~5 省略</p>	<p>子会社および親会社と会社法2条との関連を追記。</p>